

○佐賀県建設工事請負契約約款 新旧対照表

改正前	改正後
<p><b>(現場代理人及び主任技術者等)</b></p> <p>第10条 乙は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定に該当する場合は、専任の主任技術者）又は監理技術者（同項の規定に該当する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者）及び監理技術者補佐（同項<u>ただし書</u>に規定する者をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p><b>(前金払及び中間前金払)</b></p> <p>第35条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 乙は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（低入札価格を下回る価格で契約を締結したときは、10分の2（第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6（低入札価格を下回る価格で契約を締結したときは、10分の4）））から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条<u>から第37条まで</u>において同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。</p> <p>7～8 略</p> <p>9 甲は、乙が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日まで</p>	<p><b>(現場代理人及び主任技術者等)</b></p> <p>第10条 乙は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定に該当する場合は、専任の主任技術者）又は監理技術者（同項の規定に該当する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者）及び監理技術者補佐（同項<u>第2号</u>に規定する者をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p><b>(前金払及び中間前金払)</b></p> <p>第35条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 乙は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（低入札価格を下回る価格で契約を締結したときは、10分の2（第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6（低入札価格を下回る価格で契約を締結したときは、10分の4）））から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条<u>及び次条</u>において同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。</p> <p>7～8 略</p> <p>9 甲は、乙が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日まで</p>

改正前	改正後
<p>の期間について、その日数に応じ、年<u>2.5</u>パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p><b>(前払金の使用等)</b></p> <p>第37条 乙は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。</p> <p>(新設)</p> <p><b>(解除に伴う措置)</b></p> <p>第53条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の場合において、第35条（第41条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第38条及び第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第47条、第48条、第48条の2第1項又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還</p>	<p>の期間について、その日数に応じ、年<u>3.0</u>パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p><b>(前払金の使用等)</b></p> <p>第37条 乙は、前払金<u>(中間前払金を除く。)</u>をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。</p> <p><u>2 受注者は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。</u></p> <p><b>(解除に伴う措置)</b></p> <p>第53条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の場合において、第35条（第41条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第38条及び第42条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第47条、第48条、第48条の2第1項又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還</p>

改正前	改正後
<p>の日までの日数に応じ年<u>2.5</u>パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第50条又は第51条の規定によるときにあってはその余剰額を甲に返還しなければならない。</p> <p>4～9 略</p> <p><b>(甲の損害賠償請求等)</b> 第54条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項第1号に該当し、甲が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年<u>2.5</u>パーセントの割合で計算した額とする。</p> <p><b>(相殺)</b> 第55条 略</p> <p>2 前項の規定による追徴をする場合に、甲は、乙から遅延日数につき年<u>2.5</u>パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。</p> <p>3 略</p> <p><b>(乙の損害賠償請求等)</b> 第56条 略</p> <p>2 第33条第2項（第39条において準用する場合も含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき遅延日数に応じ、年<u>2.5</u>パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。</p>	<p>の日までの日数に応じ年<u>3.0</u>パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第46条、第50条又は第51条の規定によるときにあってはその余剰額を甲に返還しなければならない。</p> <p>4～9 略</p> <p><b>(甲の損害賠償請求等)</b> 第54条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項第1号に該当し、甲が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年<u>3.0</u>パーセントの割合で計算した額とする。</p> <p><b>(相殺)</b> 第55条 略</p> <p>2 前項の規定による追徴をする場合に、甲は、乙から遅延日数につき年<u>3.0</u>パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。</p> <p>3 略</p> <p><b>(乙の損害賠償請求等)</b> 第56条 略</p> <p>2 第33条第2項（第39条において準用する場合も含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき遅延日数に応じ、年<u>3.0</u>パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。</p>